

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「茨城県いじめ防止基本方針」並びに「高萩市いじめ防止基本方針」を参酌して、「高萩市立高萩小学校いじめ防止基本方針」（以下「高萩小学校の基本方針」という。）を策定し、実行しています。

児童も教師も、「いじめは絶対に許されない」という認識を新たにするとともに、全教職員が、一人一人が発しているサインを見逃すことがないように常に危機感をもって児童に接し、様々な情報をきめ細かくに共有して、いじめの撲滅に向けて取り組んでまいります。

今後とも、この「基本方針」に基づき、地域住民、家庭、その他の関係者と協力していじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年4月

高萩市立高萩小学校長

## 高萩市立高萩小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（法第2条から）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

#### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、本校では全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

#### (3) 基本姿勢

- ア 全教育活動を通じて道徳教育、体験活動の充実を図る。
- イ 日常の観察、教育相談、諸調査を計画的に実施する。
- ウ いじめの予防、早期発見、発生時の対応を組織的に推進する。
- エ 警察、児童相談所等に対し適切に相談、通報する。
- オ いじめ防止に係る取組を適正に評価する。

#### (4) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

#### (5) 教職員の認識すべき事項

##### ア いじめの基本認識

いじめの基本認識として、以下の8点を全職員が共通認識して取り組む。

- (ア) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (イ) いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- (ウ) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (エ) いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (オ) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (カ) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (キ) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (ク) いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

##### イ いじめの防止等に関して

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- (ア) いじめはどの子供にも起こりうる、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。
- (イ) 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- (ウ) いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- (エ) いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見のために、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって積極的に認知する。
- (オ) いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

#### (6) 取組目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解決への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

## 2 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

- (2) 校長は会議を総理し、会議を代表する。
- (3) 会議は次に上げる事務を所掌する。  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。  
イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。  
ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。  
エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。  
オ いじめの相談窓口として相談を受けること。  
カ 教職員研修の企画、立案に関すること。  
キ 児童向けの活動や情報モラル教育に関すること。
- (4) 会議は校長が招集する。
- (5) 会議は次の区分で招集する。  
いじめを認知した場合、いじめの兆候を把握した場合、またいじめの相談情報があった場合には、その都度「いじめ問題対策会議」を招集し、事態収束まで以下の点に取り組む。  
ア 事実関係の正確な調査・把握と教育委員会への報告  
イ 被害者、加害者又は全体に対する具体的な指導方針の検討  
ウ 保護者との連携に立ったいじめの解決に向けた指導の推進  
エ 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携したいじめの解決に向けた指導の推進
- (6) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、生徒指導の四つの機能を生かした教育活動、道徳教育・人権教育、体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

#### ア 生徒指導の実践上の四つの視点を生かした教育活動

授業、学級活動をはじめ全ての教育活動においては、生徒指導の実践上の四つの視点を生かし、児童が深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する自己指導能力を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、共感的な人間関係を育成する。

特に、授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、互いの考えを認め合える場を設定し、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感や自己存在感を高める。

さらに、学校いじめ防止基本方針をホームページで公開し、保護者へ周知することや、教育支援センター・児童相談所等の専門機関と連携することで、地域との共通認識のもと、児童が安心・安全に生活できる風土を醸成する。

## イ 道徳教育・人権教育の充実

学校の全ての教育活動で行う道徳教育・人権教育では、以下の点の充実を図る。

- (ア) 人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳授業の実践
- (イ) 携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と家庭でのルールづくり等の保護者との連携

## ウ 心の居場所となる学級づくり

学級活動での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、児童が互いの違いを認め合うことができる活動や協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくり出し、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。そのために、以下の点の充実を図る。

- (ア) 学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
- (イ) 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等を活用した人間関係づくり
- (ウ) ハイパーQ Uテストの活用

## エ 児童会活動、学校行事の充実

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動、学校行事の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもたせ、自己有用感を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

- (ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で、児童が他者のための奉仕活動等や異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。
- (イ) 運動会や児童集会等の学校行事を児童が創意工夫し自ら考えて取り組めるようにし、児童会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。
- (ウ) いじめノックアウトフォーラム、標語作り、児童会によるあいさつ運動等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。
- (エ) 体験活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

## オ いじめ防止研修会の実施

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。市や県主催研修会の伝達研修をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師としたカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

- (ア) 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能やカウンセリング能力等の向上を図る。
- (イ) 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、

教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

- (ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

#### カ インターネットを通じて行われるいじめ防止のための対策

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

### (2) 早期発見 ※別紙リーフレット参照

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

#### ア 相談体制の充実

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーや（以下「SC」という）スクールソーシャルワーカー（以下「SS」という）等を活用し、教育相談体制を整える。

- (ア) 生徒指導（教育相談）部員会へのSC・SSの参画を図る。
- (イ) 定期相談、呼び掛け相談の計画的な実施を進め、いじめの被害を受けていないかどうかを確認する。
- (ウ) SCやSSが学校生活に入って児童を直接観察・支援する。
- (エ) 日頃から担任や授業担当者が児童と気軽に話せる関係を構築する。
- (オ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

#### イ 小さなサインを見逃さない

「児童がいるところには、先生がいる」を合言葉に児童に寄り添い、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

#### ウ アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を6月以降毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

## エ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用するとともに、学校評価実施時に保護者アンケートも実施し、気になる状況について報告してもらい、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

- (ア) 各種通信（学校、学年、学級）、ホームページを通して、保護者の学級や学校への関心を高める。
- (イ) 定期開催のPTA役員会・運営委員会、学級懇談会等で情報提供をする。
- (ウ) 保護者に対し、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に係る管理責任の自覚を促し、保護者と学校が一体となって児童を見守る。

## オ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

### (3) 早期解消 ※別紙リーフレット参照

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、全職員で構成する「いじめ問題対策会議」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全教職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

## イ 正確な実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から個別に十分に話を聴き取り、いじめの事実を確認し記録する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。把握した事実や情報は、関係教職員間で共有し、正確に把握する。一つの事象のみにとらわれず、いじめ全体を把握する。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

把握すべき実態や情報については、以下の点に留意する。

- (ア) 加害者と被害者（誰が誰をいじめているのか）
- (イ) 時間と場所（いつ、どこで起こったのか）
- (ウ) 内容（どんな内容のいじめか、どんな被害か）
- (エ) 背景と原因（いじめのきっかけは何か）
- (オ) 時期と期間（いつ頃から、どのくらい続いているのか）

## ウ 指導体制、方針の決定

正確な実態把握のもと、指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図る。また、SC等の活用による心のケアを含め、被害者、加害者、その保護者に対応する教職員の役割分担を明確にする。さらに、事後の学年・学級経営の中で心の教育をどう充実させるか、その方策を明確にする。市教育委員会及び関係機関等と連携し、指導体制、指導方針について助言を仰ぐ。

## エ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

## オ 保護者との連携

加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、その日のうちに家庭訪問をして状況の説明を行うとともに、学校の方針を伝え、被害者及びその保護者への今後の対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

## カ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

## キ 重大事態の調査と報告 ※別紙リーフレット参照

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

### (ア) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

### (イ) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

### (ウ) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

### (エ) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

### (オ) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

### (カ) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

### (キ) 同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

#### 4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応について、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

##### (1) 保護者

保護者の集まる学校行事や二者面談において、高萩小学校の基本方針について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

##### (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡をとり合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

##### (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

##### (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

##### (5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。